

○名寄市立大学安全衛生管理規程

平成 24 年 5 月 9 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

(目的)

第 1 条 この規程は、名寄市立大学（以下「本学」という。）の教員並びに学生その他（以下「教員等」という。）の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 部局長等とは、名寄市立大学部局長についての申し合わせ事項に規定する職にある者及び事務局長をいう。

(2) 教育研究組織の長とは、本学の各学科長及び教養教育部長をいう。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、法令及びこの規程の定めるところにより教員等の安全の確保及び健康の保持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(部局長等及び教育研究組織の長の責務)

第 4 条 部局長等及び教育研究組織の長は、教員等の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

(教員等の責務)

第 5 条 教員等は、本学の講ずる安全衛生に関する措置に積極的に協力し、災害の防止及び安全で快適な職場を築くよう努めなければならない。

(安全衛生管理体制)

第 6 条 本学に次に掲げる責任者を置く。

(1) 総括安全衛生管理者

(2) 衛生管理者

(3) 産業医

(総括安全衛生管理者)

第 7 条 総括安全衛生管理者は、学長がその任に当たる。

2 総括安全衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を統括管理する。

(1) 教員等の危険及び健康障害を防止するための措置に関すること

(2) 教員等の安全及び衛生のための教育の実施に関すること

(3) 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止に関すること

(5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務に関すること

(衛生管理者)

第 8 条 衛生管理者は、法令で定める資格を有する教員等のうちから学長が選任又は解任する。

- 2 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指示を受け、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 健康に異常のある者の発見及び処置に関すること
 - (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること
 - (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること
 - (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること
 - (5) 衛生教育、健康相談その他教員等の健康保持に関すること
 - (6) 教員等の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること
 - (7) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること
- 3 衛生管理者は、定期的に作業場等を巡視し、設備、作業方法等又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教員等の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(産業医)

第9条 産業医は、法令で定める資格を備えた医師である教員等のうちから学長が選任又は解任する。

- 2 産業医は、次の各号に掲げる業務を担当する。
 - (1) 健康診断の実施その他教員等の健康管理に関すること
 - (2) 作業環境の維持管理及び作業の管理に関すること
 - (3) 衛生教育、健康相談その他教員等の健康保持増進を図るための措置に関すること
 - (4) 教員等の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること
- 3 産業医は、定期的に作業場等を巡視し、作業方法等又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教員等の健康障害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(危険を防止するための措置)

第10条 総括安全衛生管理者は、部局長等及び教育研究組織の長を指揮し、次の各号に掲げる危険を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
 - (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 - (3) 電気、熱その他エネルギーによる危険
 - (4) 業務おける作業方法から生じる危険
- 2 総括安全衛生管理者は、部局長等及び教育研究組織の長を指揮し、教員等の作業行動から生じる労働災害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(健康障害を防止するための措置)

第11条 総括安全衛生管理者は、部局長等及び教育研究組織の長を指揮し、次の各号に掲げる健康障害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- (3) 業務作業による健康障害

(4) 排気、廃液又は残滓物による健康障害

(緊急事態に対する措置)

第12条 総括安全衛生管理者は、教員等に対する災害発生危険が生じたときは、業務の中断、教員等の退避等の適切な措置を講ずるものとする。

2 総括安全衛生管理者は、前項の措置を的確かつ円滑に行うことができるようにするため、定期又は随時に防火、避難等の訓練及び救急用具、避難設備等の点検整備を実施するものとする。

(安全衛生教育)

第13条 総括安全衛生管理者は、本学における安全衛生の水準向上を図るため、衛生管理者をはじめ労働災害防止のための業務に従事する者に対し業務に関する能力向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらの機会を与えるよう努めなければならない。

(勤務環境等について講じる措置)

第14条 総括安全衛生管理者は、教員等を就業させる建物その他の作業場について、換気、その他空気環境の調整、照明、保温、防湿、清潔保持及び伝染性疾患のまん延の予防その他教員等の健康保持のため、勤務環境等について定期又は臨時の調査を行い、その結果、必要があると認められるときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(衛生委員会)

第15条 本学に衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、これらの事項に関して市長に対して意見を述べることができる。

(1) 教員等の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事

(2) 教員等の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事

(3) 労働災害の原因調査及び再発防止対策で、衛生に関する事

(4) 前各号に掲げるもののほか、教員等の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(委員会の組織)

第16条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 総括安全衛生管理者 1名

(2) 衛生管理者 1名

(3) 産業医 1名

(4) 衛生に関して経験を有する者 5名

2 前項第1号の委員以外の委員は、学長が指名するものとする。

3 第1項第1号の委員以外の委員の半数については、名寄市立大学教職員組合の推薦により学長が指名するものとする。

(委員長)

第17条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号に定める委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職を代理する。

(委員の任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 19 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、3 分の 1 以上の委員から請求があるときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、3 分の 2 以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が専門事項を調査審議する必要があると認めたときは、専門部会等を設けることができる。

5 委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(調査審議事項の報告)

第 20 条 委員長は、調査審議した事項の内容について学長に報告しなければならない。

(記録の保存)

第 21 条 委員会が調査審議した事項のうち、重要な事項は記録を作成し 3 年間保存しなければならない。

(委任)

第 22 条 学長は、この規程に定めるもののほか、教員等の安全衛生管理に必要な事項を別に定めることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 6 日)

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。